

やまなし部活動改革及び
やまなし地域クラブ活動の推進等
に関する総合的なガイドライン



令和8年3月



山梨県
山梨県教育委員会



目 次

はじめに	3
国の動向	4
山梨県の動向（改革推進期間）	5
Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性	7
1 改革の理念	
2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）	
3 改革の方向性	
（１）基本的方針	
（２）改革期間及び取組方針（休日・平日）	
Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	13
1 地域クラブ活動の在り方	
2 地域クラブ活動に関する認定制度	
（１）趣旨	
（２）想定される認定の効果	
（３）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）	
（４）認定されていない地域クラブ活動について	
Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応	16
1 推進体制の整備	
（１）県及び市町村等における体制整備	
（２）国・県・市町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担	
（３）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	
（４）関係団体等・大学・民間企業との連携	
2 各種課題への対応	
（１）運営団体・実施主体の整備等	
（２）指導者の確保・育成	
（３）活動場所の確保	
（４）活動場所への移動手段の確保	
（５）生徒の安全・安心の確保	
（６）障害のある生徒の活動機会の確保	
3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等	

IV 学校部活動の在り方	31
1 適切な運営のための体制整備	
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 適切な指導及び安全・安心の確保	
(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	
(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	
(3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用	
3 適切な活動時間・休養日等の設定	
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	
V 大会・コンクールの在り方	37
1 生徒の大会等の参加機会の確保	
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
(1) 大会等への参加の引率	
(2) 大会等の運営への従事	
3 生徒の大会等の安全確保	
4 全国大会をはじめとする大会等の在り方	
VI 関連する制度の在り方	39
1 教師等の兼職兼業	
2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等	
3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い	
参考・関連リンク等	41

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展し、中学生世代の人口は更なる減少が続いており、学校部活動を巡る状況は、厳しくなっています。今後も、中長期的に少子化が続いていく見込みであり、このタイミングで部活動改革を加速させなければ、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念されています。

山梨県においては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、まずは休日における地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を着実に推進し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域の実情に応じて可能な限り早期に学校部活動の地域展開等の実現を目指して参りました。改革を進めていく中で、指導者の確保をはじめとする様々な課題と向き合い、解決に向けた方策等も徐々に明らかとなっている一方、検討等に時間を要し、思うように改革が進められていない市町村もあります。

そのため、国の方針を受け、本県では令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、「将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること」を目指して、この度「やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定いたしました。

各市町村及び関係機関におかれましては、本ガイドラインを参考に、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、全ての生徒の豊かで幅広い活動機会の保障と、多種多様な活動に参加できる環境の整備について、地域の実情等を踏まえながら改革を進めていただきますようお願いいたします。

令和8年3月

山梨県
山梨県教育委員会

【本ガイドラインについて】

本ガイドラインは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国のガイドラインを踏まえつつ、**県としての基本的な考え方や具体的な取組方針等**を示すものである。また、国の動向を注視し、取組の進捗状況等を勘案し、**適宜必要な見直し**を行うこととする。

【本ガイドラインの対象】

本ガイドラインは、**公立の中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）の生徒の活動を主な対象とするものであるが**、国立・私立の中学校等や、高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においても、本ガイドラインの内容も参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めることが望ましい。

ただし、「Ⅳ 学校部活動の在り方」については、**国立・私立を含めた中学校等及び高等学校の学校部活動を全体として対象とするものである**。高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

国の動向

（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
- ※ 学校運動部活動の地域移行は、「地域子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの。
- ※ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

（令和7年5月 スポーツ庁・文化庁）

- 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（最終とりまとめ）
- ※ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する。
- ※ 休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

（令和7年12月 文部科学省）

- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
- ※ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すもの。
- ※ 令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として設定。
（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）
- ※ 地域クラブ活動に関する認定制度（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を含む）を創設。

【部活動改革に関する主な事業】

- 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域クラブ活動への移行に向けた実証事業）
- ※ 各都道府県・市区町村の地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施
*令和5年：全国339市区町村 *令和6年：全国510市区町村 *令和7年：全国670市区町村
- 文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業）
- ※ 各都道府県・市区町村の地域文化芸術活動の推進体制の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施。
*令和5年：全国95市区町村 *令和6年：全国161市区町村 *令和7年：全国251市区町村
- 中学校における部活動指導員の配置支援事業
- ※ 学校教育法施行規則を改正し、部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を制度化。（平成29年4月1日施行）

山梨県の動向（改革推進期間）

- 県においては、「運動や文化活動をしたい生徒すべてが参加可能な、友達と楽しみながらできる活動」と、「競技力向上やこれまで体験する機会が得られなかった活動」について、市町村や関係団体等と連携を図りながら体制整備を推進。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、まずは休日における地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を着実に推進し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域の実情に応じて可能な限り早期に学校部活動の地域展開等の実現を目指す。
- 国の方針や支援等に基づき、周知・広報等を通じた関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成や、市町村に対する支援等を行うとともに、改革の進捗状況等を定期的にフォローアップし、その結果に基づき、必要な措置を検討・実施。

【県の取組等】

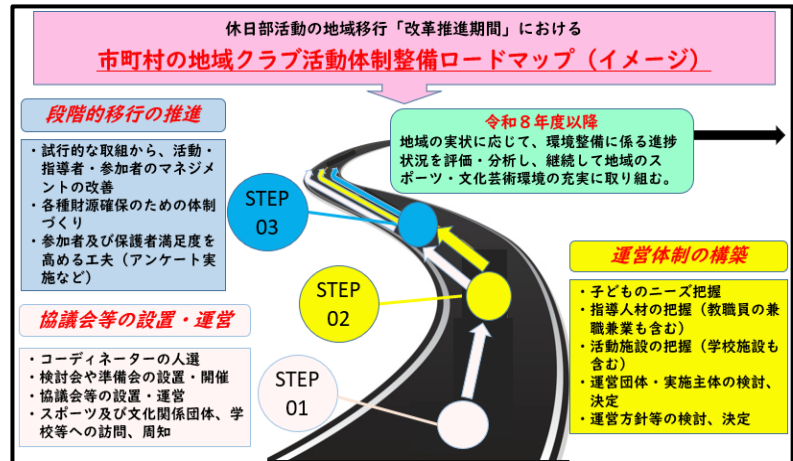
年度	主な取組内容等
令和5年度	・ 県総括コーディネーターの配置（4月） ・ 山梨県地域クラブ活動推進連絡会の開催（年3回） ・ 地域クラブ活動への移行に関わる市町村担当者会の開催（年4回） ・ 地域クラブ活動への移行の実証事業の実施（<u>スポーツ：6市町</u>） ・ 「地域クラブ活動への移行に関わる」アンケート調査の実施（11月） ・ 「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（体制整備に関する手引き含む）」の策定（12月） ・ 『スポカルやまなし』（県人材バンクシステム）の運用開始（3月） ・ 中学校における部活動指導員配置支援事業 ・ 教育内大会及び参加の在り方について県小中体連との協議
令和6年度 ※新たな取組のみ	・ 県総括コーディネーターによる全市町村への訪問・指導助言（4月～6月） ・ 市町村コーディネーター研修会の開催（先進自治体〔千葉県柏市、長野県南佐久郡〕への視察含む） ・ 地域クラブ活動への移行の実証事業の実施（<u>スポーツ：7市町 文化：1町</u>） ・ 部活動の地域移行フォーラムの開催（2月） ・ 大学生指導者の養成及び派遣事業 ・ 模擬地域クラブ活動支援事業
令和7年度 ※新たな取組のみ	・ 県総括コーディネーターによる全市町村ヒアリング・指導助言（4月～6月） ・ 市町村コーディネーター研修会の開催（先進自治体〔静岡県掛川市〕の視察含む） ・ 地域クラブ活動への移行の実証事業の実施（<u>スポーツ：12市町 文化：2市町</u>） ・ 各教育事務所との連携（面的・広域的な取組の展開へ） ・ 地域クラブ活動体験会支援事業 ・ 『スポカルやまなし』（県人材バンクシステム）のリニューアル

【市町村の取組等】

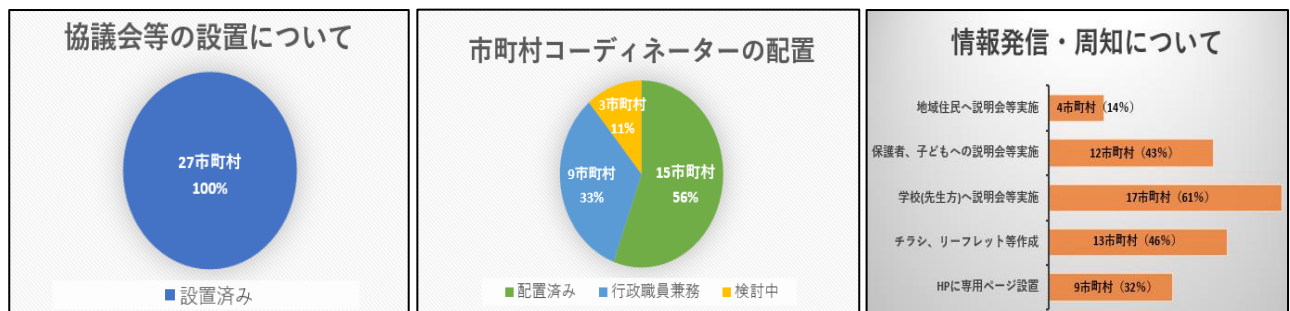
- 県が策定した「やまなし地域クラブ活動の体制整備に関する手引き」を参考に、地域の実情等を踏まえながら取組を推進。
- 手引きの中で県が示す「市町村の地域クラブ活動体制整備ロードマップ（イメージ）」に基づき、改革推進期間における休日の学校部活動の地域展開等について取組を推進。

体制整備ロードマップについて

- 市町村は、STEP 1 から STEP 3 を経て、令和 8 年度以降へ向かう。
- STEP 1 から STEP 3 は 1 年ごとではなく、市町村の実情等に応じた STEP で進める。
- 令和 7 年度末までに、全市町村で STEP 3 まで実行。
- 令和 8 年度は、全市町村で 1 つ以上の地域クラブ活動実施を目指す。



全 27 市町村の進捗状況について（令和 7 年度末時点）



- 「協議会等（部活動改革について話し合う場）」については、全市町村で設置済み。
- 改革のキーパーソンである「市町村コーディネーター」については、27 市町村中 15 市町村（56%）で配置済み。
- 「各市町村独自の情報発信・周知」については、体制整備等の進捗状況に応じてそれぞれ実施。

令和 8 年度「全市町村で 1 つ以上の地域クラブ活動実施」に向けて

- 令和 7 年度の県の方針で、全市町村「体制整備ロードマップ STEP 3 まで実行達成」と「地域クラブ活動への移行の取組実施」を必須取組として示した。
- 「地域クラブ活動への移行の取組実施」については、12 市町村が『国の実証事業』を通して実施。15 市町村は『地域クラブ活動体験会（県支援事業）』を通して実施。令和 8 年度以降の「改革実行期間」をスタートするための準備やイメージづくりとなった。
- 改革を進めていく中で、指導者の確保をはじめとする様々な課題と向き合い、解決に向けた方策等も徐々に明らかとなっている一方、検討等に時間を要し、思うように改革が進められていない市町村もある。
- 県全体の進捗状況の差を縮め、やまなしの子供たちのため「チーム山梨」で改革を進めていく。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性【国のガイドライン P4～P6参照】

I 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠。
- これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要。
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。

留意事項・ポイント等

- ・部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要である。
- ・部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待される。
- ・部活動の地域への展開等を通じて、子供や大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待される。

2 取組の類型・名称(地域展開・地域連携)

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、下記のとおりである。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」ということとする。

「地域展開」	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること
--------	--------------------------------------

留意事項・ポイント等

- ・学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える。
- ・地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更。
- ・「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要。

「地域連携」	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること
--------	-----------------------------------

3 改革の方向性

(1) 基本的方針

- 中学校等を設置する市町村等（一部事務組合を含む。以下同じ。）が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進めることが重要。
- 県においては、国の方針や支援等に基づき、改革に向けたリーダーシップを発揮し、周知・広報等を通じた関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成や、市町村に対するきめ細かな支援等を行うとともに、改革の進捗状況等を定期的にフォローアップし、その結果に基づき、必要な措置を検討・実施。

(2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）

① 改革期間

- 令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）。
- 前期の終了時に、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

② 取組方針

【休日】

- 令和12年度末までに、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
- 令和13年度以降は、休日の地域クラブ活動の持続的な実施及び平日を含む活動へ拡大。

※地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。

※特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、部活動指導員の配置等を推進。

【平日】

- 各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。
- 市町村等においては、休日における取組の進捗状況等を検証し、地域の実情等に応じた取組を実施。
- 県においては、市町村等が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、中間評価の段階で改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進。

留意事項・ポイント等

- ・ 県における推進計画・方針策定の必要性及び改革推進期間における県内の取組状況を鑑み、上記の「②取組方針」を示した。
- ・ 令和14年度には「休日の全ての地域クラブ活動が確実に実施している状況をつくる」ために、「12年度末までに、原則、休日の全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」ことを目的に取り組みを進め、13年度は「12年度までの課題解決及び継続的な活動の実施」「平日を含む活動への拡大」を行っていくこととする。

取組方針の具体 【「やまなし部活動改革」改革実行期間ロードマップ参照】



【市町村等の取組目標】

年度	具体的な取組目標
令和8年度	1つ以上の地域クラブ活動の実施（次年度以降も継続して実施）
令和9年度	自治体内の休日実施している学校部活動数の20%以上を地域クラブ活動へ展開
令和10年度	自治体内の休日実施している学校部活動数の50%以上を地域クラブ活動へ展開
令和11年度	自治体内の休日実施している学校部活動数の70%以上を地域クラブ活動へ展開
令和12年度	自治体内の休日実施している全ての学校部活動を地域クラブ活動へ展開
令和13年度	休日の地域クラブ活動の持続的な実施及び平日を含む活動へ拡大

留意事項・ポイント等

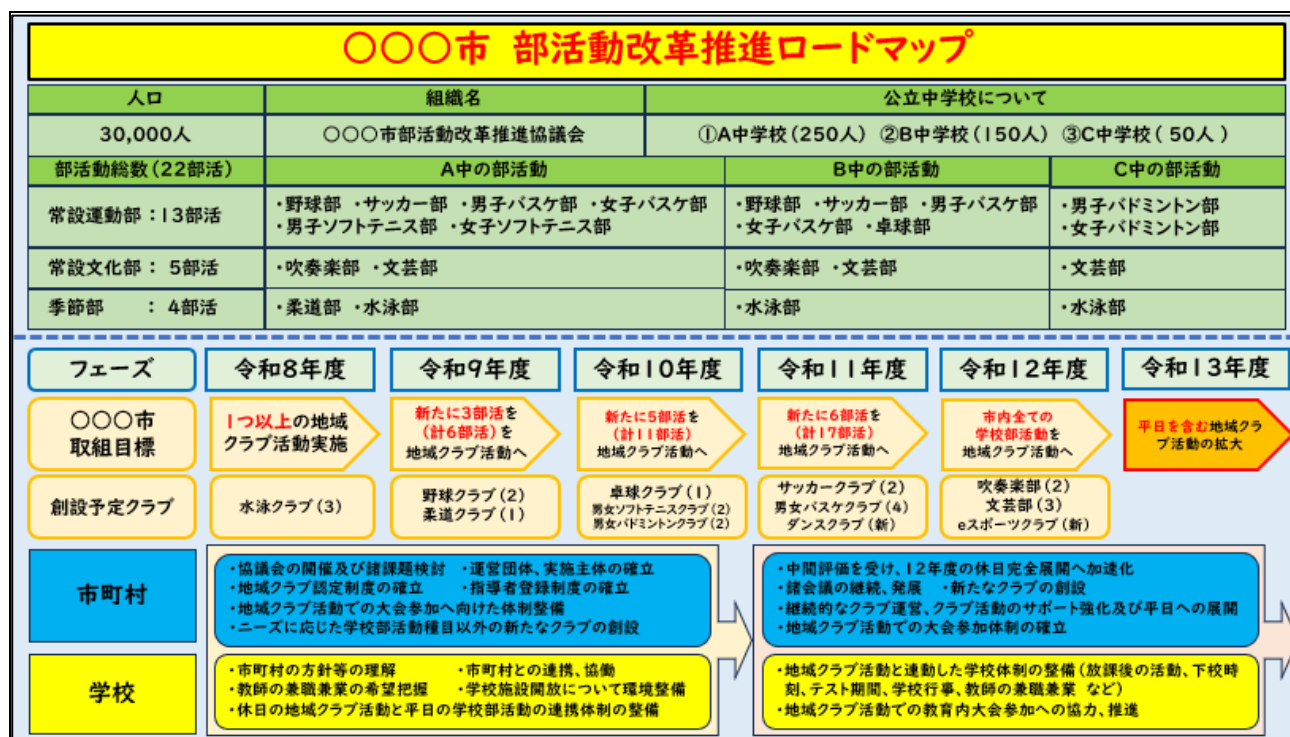
- 「自治体内の休日実施している学校部活動」とは、各学校に設置されている全ての部活動（常設部及び特設部）のうち、休日に教員・部活動指導員・外部指導者のもとで活動（練習や大会参加）している部活動を指す。
- 上記の具体的な取組目標は、あくまでも休日実施している既存の学校部活動を中心に示したものであるため、市町村等のニーズ調査等で求められる新たな活動や平日の活動への取組についても、地域の実情に応じて進めていくことが重要。

県の取組・伴走支援等

項目	主な取組内容	支援等の具体
体制整備	・ 山梨県地域クラブ活動推進連絡会 ・ 部活動の地域展開に関わる市町村担当者会 ・ コーディネーター研修会	○国や他県の情報共有、県内の情報共有、体制整備の課題共有、課題解決策の研究を行う。
	・ 広域的な連携推進	○近隣市町村の連携について指導助言等を行い、県内におけるモデル事例の創出・紹介につなげる。
	・ 多様なスポーツ・文化活動推進	○障害者スポーツ体験（パラスポーツセンター活用）や新しいスポーツ・新しい文化活動体験について、機会の確保や紹介等を行う。
	・ 小学校との連携推進	○小学生を交えた地域クラブ活動や小学校教員の活用について指導助言等を行い、県内におけるモデル事例の創出・紹介につなげる。
	・ 県立高校との連携推進	○県立高校の施設や人材を活用した地域クラブ活動について指導助言等を行い、県内におけるモデル事例の創出・紹介につなげる。
指導者	・ 「新スポカルやまなし」構築・利用促進	○「多様な人材募集」等の新たな機能を追加、地域クラブ活動を支える様々な人材とのマッチングを促進する。
	・ 大学生指導者養成	○「やまなし大学生スポーツ指導者養成プロジェクト」の実施を通して、地域クラブ活動を支える大学生人材を養成・確保する。
	・ 県地域クラブ活動指導者研修システム	○県が実施する「地域クラブ活動指導者研修システム」の周知・利用促進を行い、指導者の質の保障につなげる。
	・ 県内教育内大会参加資格制度	○県小中体連と連携し、県の研修受講完了者へ「県内のみ教育内大会参加資格」を認定する制度を創設。地域クラブ活動の推進につなげる。
普及啓発	・ 最新情報の提供	○国・他県・県の動向や県内市町村の取組について、様々な場面で情報提供を行う。また、県ホームページや県コーディネーター・アドバイザーからの積極的な発信も行う。

	・「やまなし版新ガイドライン」策定・周知	○「やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を通して、地域クラブ活動の推進につなげる。
	・「新スポカルやまなし」周知	○「新スポカルやまなし」についてポスター・チラシを作成し、関係者等への周知・利用促進につなげる。
	・「兼職兼業について」周知	○希望者が地域クラブ活動の指導者等として活動することができるように、兼職兼業についての規程等を周知し、地域クラブ活動の推進につなげる。
財源確保	・企業との連携推進	○応援企業の募集・連携を行い、県内の地域クラブ活動を資金・人材・物資等の提供で支えていく。
	・財政確保の研究・検討 ・経済的困窮世帯支援の研究・検討	○子供たちのために、将来にわたって持続可能な地域クラブ活動の実施に向け、財政確保・経済的支援に関わる継続的な研究・検討を行う。また国・県内外における情報の収集と共有を行う。

【市町村等の取組内容(例)】



留意事項

- 地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要。
- 地理的要因や指導者不足といった事情、市町村等の財政事情等に関わらず、安定的・継続的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用、国・県・市町村等の支え合いによる公的支援や国・県によるきめ細かな伴走支援等が必要。また、持続可能な運営の観点から、民間企業等との連携や寄附等の活用などを有効に組み合わせしていくことも重要。
- 受益者負担の水準については、市町村間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国の示す金額の目安（参加費のイメージ）を参照。その際、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要。
- 部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組を進めることが重要。

【参考：参加費のイメージ】部活動の地域展開等推進事業資料の記載（スポーツ庁・文化庁）

- 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。
- ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。
- 地方公共団体の判断によっては、参加費を徴収せず、参加費相当額を地方公共団体が負担し、全て公費負担で運営するということもあり得る。

ポイント

- ・ 市町村等においては、生徒のニーズや実態の把握等を行った上で、推進計画の策定や運営団体・実施主体決定等の方針策定・体制整備に取り組むこと。その際、生徒のニーズが高い競技種目等、関係団体等との調整が整った競技種目等から段階的に地域展開を進めていくことも考えられる。
- ・ 市町村等において取組を進めるに当たっては、改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが重要であり、その実現のための具体的手法については、地域ごとの実情等に応じた多様な形態が想定される。
- ・ 市町村等において、改革の方針を決定した場合には、その理由や、改革の全体像、段階的に改革を進める場合のロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要である。
- ・ 学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているとともに、地域展開に至る前段階の取組として実施している市町村等もあることから、改革実行期間においても引き続き支援を行っていく必要がある。
- ・ 持続可能な活動機会を確保する観点から、受益者負担と公的負担のバランス等の費用負担の在り方等について、保護者を含めた関係者との検討・情報共有・共通理解が重要である。

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度【国のガイドライン P7～P9参照】

Ⅰ 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要。

<学校部活動が担ってきた教育的意義の例>

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

<地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例>

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

留意事項・ポイント等

- ・ 地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。
- ・ 学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。
- ・ 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動ができることに留意すること。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度の趣旨や概要等は、下記のとおりである。詳細については『国のガイドライン別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」』を参照されたい。

(1) 趣旨

- 部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドライン（別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」）により示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村等において認定を行う仕組みを構築する。
 - 認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。
- ※認定要件に沿って、市町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したもののみなす。

(2) 想定される認定の効果

- ①生徒・保護者等に対する市町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援
(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加
(県及び市町村等における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等)

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）

【認定要件】

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
 - ②適切な活動時間や休養日が設定されていること
 - ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
 - ④適切な指導の実施体制が確保されていること（こども性暴力防止法を踏まえ、日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
 - ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること
 - ⑥適切な運営体制が確保されていること
 - ⑦学校等との連携が適切に行われていること
- ※円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定（原則として令和8年度末まで）。
- ※市町村等が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意。

【認定手続等】

- 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町村等に提出。市町村等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。
- 認定の有効期間は、最長３年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定。
- 市町村等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

留意事項・ポイント

- ・市町村等においては、国の示す「地域クラブ活動に関する認定制度に係る要綱のひな型（申請書等の様式を含む）」を参考に、認定手続等を行うことが望ましい。

（４）認定されていない地域クラブ活動について

- 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。
- 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

留意事項・ポイント

- ・認定地域クラブ活動と認定されていない地域クラブ活動が混在することにより、生徒や保護者をはじめ、地域住民等が地域クラブ活動を誤った認識で捉える可能性があることを鑑み、**市町村等においては、『認定制度に基づく認定を受けたクラブ「地域クラブ」として活動する』**ことが望ましい。（それ以外の活動は、「地域クラブ」と呼ばず、別名で区別するとわかりやすい）

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応【国のガイドライン P10～P24参照】

Ⅰ 推進体制の整備

(1) 県及び市町村等における体制整備

- 県及び市町村等において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要。
- 地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 市町村等は、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められる。

(2) 国・県・市町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

※詳細については、『国のガイドライン別冊資料②P7・P8』を参照。

国	・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を実施。 ・周知・広報や関係団体等・大学・民間企業との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施。
山梨県	・広域自治体としてリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、市町村等に対するきめ細かな支援を実施。 ・一つの市町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施。
市町村等	・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。 ・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧の実施。
地域クラブ活動の運営団体・実施主体	・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。 ・「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。 ※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要。

留意事項・ポイント

- ・運営団体・実施主体の体制整備や役割分担の在り方は多様であるため、**取組を進める中で市町村等の実情に応じたパターン（国のガイドライン別冊資料 P8 参照）が確立**されていくことが考えられる。改革を進めるに当たり、体制整備等の検討を最優先にすることによって、取組を停滞させないことが重要である。

例) R8：市町村が運営団体・実施主体 R9：市町村が運営団体、スポ少中心に実施主体
R10：市町村が管理・責任に関する担当、スポーツ・文化協会が運営団体、スポ少中心に実施主体

(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、下記のとおり、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要。

- 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。
- 地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと。
- 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うこと。

留意事項・ポイント

- ・ 活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICT や既存の協議会等を活用するなど、学校の負担軽減に留意すること。
- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。(国ガイドライン別冊資料②P10参照)

(4) 関係団体等・大学・民間企業との連携

①基本的な考え方

- 部活動改革を円滑に進めるためには、県及び市町村等が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要。
- その際、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各種の資源等を有する関係団体等（※）、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠。
- 関係団体等、大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待される。
- 持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられる。

※地域クラブ活動の実施に当たっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館等の社会教育施設等との連携も重要。

<関係団体等・大学・民間企業にとってのメリットの例>

関係団体等	・スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大 ・多世代での交流等を通じたスポーツ・文化芸術全体の振興 等
大学	・地域における大学の認知拡大 ・指導等の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック ・指導者や教師等を目指す大学生への実践機会の提供による人材育成 等

民間企業	・CSR（企業の社会的責任）の一環としての地域貢献 ・地域における企業の信頼性向上 ・人材採用・定着に関する好影響	・自社ブランドやサービスの認知拡大 ・社内人材への活躍・育成機会の提供	等
------	---	--	---

②関係団体等・大学・民間企業に期待される主な役割

関係団体等	・指導者の育成に係る研修会の実施 ・専門的指導者・運営人材等の派遣 ・各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及 ・活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供 ・団体の所有する施設の貸出し、用具・物品等の提供 ・大会運営等への参画や新たな大会の開催 ・体験会・イベントの開催
大学	・指導者の育成に係る研修会の実施 ・大学生や大学教員の指導者・運営人材等の派遣（事前指導、派遣先との調整等を含む。） ・大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等 ・大学施設の貸出し ・大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施
民間企業	・財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等） ・指導者・運営人材等の派遣（社内制度の整備による短時間勤務制度の導入や副業促進等を含む。） ・企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供 ・運営・管理等に関するノウハウや活動プログラムなどの提供 ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担うこと

③山梨県や県内市町村の主な取組【R5～R7 改革推進期間】（●：山梨県 ○県内市町村）

●山梨県地域クラブ活動推進連絡会への参画 ⇒地域展開等の検討段階からの幅広い関係団体等（スポーツ推進委員協議会、県スポーツ協会、県スポーツ指導者協議会、総合型地域スポーツクラブ協議会、県吹奏楽連盟、県小中学校体育連盟、大学有識者、民間企業）が委員として参画。 ●「やまなし大学生スポーツ指導者養成プロジェクト」の実施 ⇒指導者の量と質の確保を目的として県内の大学と連携し、教育系・スポーツ系大学生を中心に、県内の地域クラブ活動を支える指導者等を養成・派遣。 ●県内プロスポーツチームとの連携 ⇒ヴァンフォーレ甲府（サッカー）及び山梨グリーンビーズ（バスケットボール）のホーム公式戦において、「スポカルやまなし（県人材バンクシステム）」の普及・広報活動。 ○関係団体等からの指導者派遣 （例）甲府市：市のスポーツ推進委員（軽スポーツ・ウォーキング）や陸上競技協会、県のスケート連盟、山梨学院大学ラグビー部等と連携し、マルチスポーツクラブの実施を推進

○大学生指導者の活用

（例）都留市：都留文科大学と連携し、都留市バレーボール地域クラブの指導者として学生を雇用。
大学生の循環による持続的な指導者確保を推進

○地域クラブ活動における連絡アプリツールの活用

（例）韮崎市：県内企業が開発した、地域クラブ活動における日程等の共有や出欠管理を行うアプリ
を活用。ICT の活用によるクラブ運営の効率化を推進

○「部活動改革」に関するワークショップの開催

（例）昭和町：「地域で考える！部活動の地域展開と昭和町の新たな形づくり」ワークショップを開催
し、町の関係者（中学生、保護者、教員、スポーツ・文化団体役員、商工会、スポー
ツ・文化指導者、町役場職員 等）と連携・協働を推進

2 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市町村等による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要。県及び市町村等が運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、持続的・安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行うことなども重要。
- 特に、地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT 等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましい。

※国において作成予定の地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブックも参照。

② 具体的な取組内容(例)

項目	主な取組例
運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成	・ 県及び市町村等による地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制の整備 ・ 県及び市町村等による会計・税務処理や労務管理、個人情報の取扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修機会の確保 等
組織体制・財政基盤の整備	・ 「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営（法令等に基づく事業運営、公正かつ適切な会計処理など） ・ 公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録制度及び認証制度（部活動の地域展開タイプ）の活用 ・ 活動の維持・運営に必要な適切な額の参加費等の設定 ・ 多様な財源の確保（協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用等） 等
ICT の活用による運営業務の効率化	・ 地域クラブ活動の指導者や参加者との連絡・調整、参加者の出欠、活動の実施報告にコミュニケーションアプリ等の活用 ・ 参加費等徴収や指導者への報酬支払等の会計業務等における ICT の活用 ・ ICT の活用による各種運営業務の一元的な管理の検討 等

留意事項・ポイント

- ・ 国のガイドライン別冊資料②P8『地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担』を参考に、各市町村等の実情に応じた整備等を進めていくことが重要である。
- ・ その際、協議会等（話し合いの場）で体制整備や役割分担について協議・検討を行い、関係者の共通認識のもと取組を進めていくこと。

(2) 指導者の確保・育成

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠。
- 部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度については、国のガイドライン別冊資料①の別紙2を参照）。
- 指導者の確保に当たっては、『新スポカルやまなし（やまなし地域クラブ活動等人材バンク）』等を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することも重要（教師等の兼職兼業についての詳細は、VIの1を参照）。

<想定される人材の例>

【地域スポーツクラブ活動】

総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ少年団の指導者、競技団体の指導者、アスリート、スポーツ推進委員、大学生（特に体育・スポーツ系及び教員養成系、卒業生を含む。）、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間スポーツクラブの指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）、教員免許所有者、SEA・CIR（JETプログラムによるスポーツ国際交流員・国際交流員）、武道関係者 等

【地域文化クラブ活動】

アマチュアでの活動者、アーティスト、大学生、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間の文化芸術関係の指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業） 等

② 具体的な取組内容(例)

項目	主な取組例
多様な人材の発掘・マッチング・配置	・『新スポカルやまなし（やまなし地域クラブ活動等人材バンク）』の設置・運用等（幅広い関係者への登録依頼やマッチング支援、民間企業等に対する短時間勤務制度や副業制度などの柔軟な勤務制度の導入依頼等を含む。） ・指導補助や見守りなど活動をサポートする人材を募集し、幅広い人材に協力が得られる仕組みを整備 ・県及び市町村等と大学との組織的な連携を通じた大学生や大学教員の活用促進 等
適切な資質・能力の保障、人材育成	・県及び市町村等や大学・関係団体等による研修会の開催（オンラインの積極的な活用を含む。）（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度に示す研修メニュー例に沿った研修の実施） ・公認スポーツ指導者資格等の取得促進等 ・地域クラブ活動を支える多様な指導人材が学び続けることのできる仕組みづくりや資格の取得を目指す環境整備 ・経験豊富な指導者とペアで指導を行う OJT の推進

	・地域クラブ活動の方針や生徒の志向等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた研修の実施 ・国における指導の手引き等の作成・普及 ・女性アスリートの健康課題等に関する指導者等の理解促進や予防に向けた取組の実施 ・障害の有無等を含めたスポーツ実施者の特徴を踏まえた多様な指導方法の習得 ・指導者に対する適切な処遇の確保 等
平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導	・地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校との間での活動方針等の共有 ・指導者同士での定期的な情報共有（ICT・アプリの活用を含む。） ・学校関係者と地域クラブ関係者による合同研修会の開催 ・共通の指導者による指導（兼職兼業の教師や部活動指導員による地域クラブ活動の指導、地域クラブ活動の指導者を部活動指導員に任用） 等
ICT の効果的活用	・デジタル技術を活用した遠隔指導、デジタル動画を活用した自主学習 ・デジタルと対面での指導の最適な組み合わせ 等

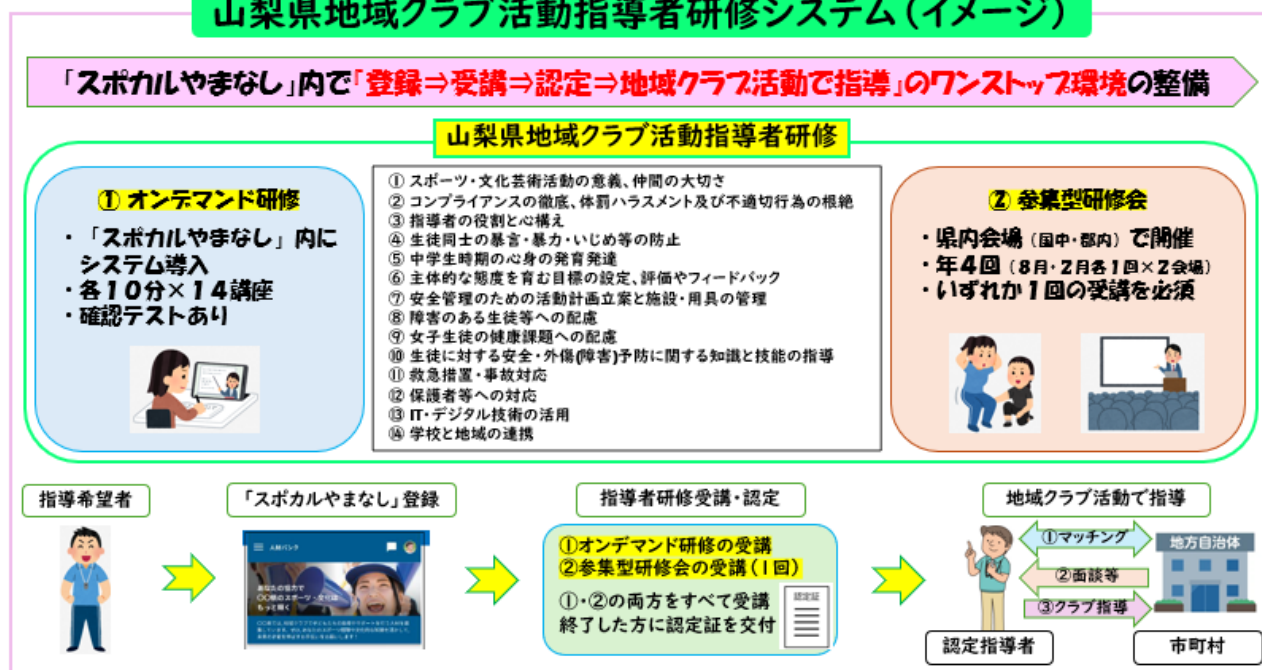
留意事項・ポイント

- ・ 国のガイドライン別冊資料①の別紙2（P14～P17）『認定地域クラブ活動指導者登録制度』に示す基準に従い、市町村等に登録された「認定地域クラブ指導者」の指導の下、地域クラブ活動が行われるようにすること。
- ・ 指導者の確保・育成に当たっては、多様な人材の募集・確保及び指導者育成が可能となる『スポカルやまなし（やまなし地域クラブ活動等人材バンク）』の活用を推奨する。（県内全域において同様の指導者資質確保ができるため。ただし、市町村等が別に定める研修会を妨げるものではない）

【参考】「スポカルやまなし」ホームページ



【URL】 <https://yamanashi-partner.spocul-bank.jp>



(3) 活動場所の確保

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していくことが不可欠。
- 今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の更なる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが必要。
- その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要であるとともに、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていくことも重要。

② 具体的な取組内容(例)

項目	主な取組例
活動場所の確保 (学校施設等の有効活用)	・ 中学校をはじめ、小学校や高等学校、特別支援学校、大学、廃校施設に加え、公共のスポーツ施設、社会教育施設、民間企業、大学等が保有する施設等の活用促進 ・ 認定地域クラブ活動に対する学校施設等の優先利用・使用料減免等 ・ 学校体育施設等の夜間照明の整備・活用、用具等の保管スペースの確保 ・ 学校施設や学校備品等の活用に関する規程の整備 等
活動場所の管理運営の 効率化等	・ ICT の活用による予約システムの構築 ・ 予約システムと連動したスマートロックの導入、キーボックス等による鍵の受け渡しの負担軽減(休日の地域クラブ活動の実施に当たり教職員が出勤しなくてよい仕組みの構築等) ・ 学校施設の管理における指定管理者制度や業務委託の活用 ・ 地域住民との共同利用や公共施設の有効活用を実現するための学校施設の複合化 等

(4) 活動場所への移動手段の確保

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要。
- 活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要であるとともに、地域公共交通との連携等の観点から、県及び市町村等における交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携しつつ対応することが必要。
- 教育・スポーツ・文化分野以外でも、例えば、介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、多様な分野の関係者が連携・協働していくことも重要。

② 具体的な取組内容(例)

項目	主な取組例
既存の送迎車両の有効活用	・ スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバスの活用 等
地域公共交通との連携等	・ 地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施 ・ 地域公共交通の運行ダイヤの見直しの検討 ・ 地域公共交通の利用料への補助 ・ AI オンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の仕組みの活用 等
多様な政策分野との連携・協働等	・ 介護施設や、病院、商業施設等への送迎への混乗 ・ 県及び市町村等における送迎事業（複数）の一括委託 等

(5) 生徒の安全・安心の確保

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠。
 - 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、国において作成予定の指導の手引き等の活用、県及び市町村等や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進めることが必要。
 - また、県及び市町村等や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要。
 - さらに、怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要。
- ※先般のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定（第 29 条）が新設されたことも踏まえながら、国、地方公共団体、関係団体等が一丸となって、必要な対策を進めていくことが必要。（国ガイドライン別冊資料②P 1 2 参照）

② 具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 ※公益財団法人日本スポーツ協会等を中心に関係団体が一体となって進めている「NO！スポハラ」活動と連動して取組を進めることも重要	・指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発等の推進（関係者の共通理解の向上） ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体における組織的な体制整備（スポーツドクター・有資格のトレーナー・弁護士・学校医、医療機関等との緊密な連携等を含む。） ・過度な練習等の防止や適切な活動環境の確保（熱中症や脳震とうの防止対策等を含む。） ・公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用促進 ・県及び市町村等が相談を受け付け対応する仕組みの構築
責任の所在の明確化、事後対応・再発防止	・市町村等や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化 ・事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルの作成、職員・指導者等への周知徹底 ・市町村等の担当者や専門家等を交えた事案の分析及び再発防止策の検討・策定 ・地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入 等

生徒及び指導者の保険への加入	・自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）への加入 等
----------------	---

③特に留意すべき事項

- ・ 事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等の徹底、不審者、災害発生時等の対応については、学校の内外や国公立・学校種、スポーツ・文化芸術や種目等の別を問わず、共通して取り組まれることが重要であること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等については、指導者はもとより、保護者・生徒等に対する研修・普及啓発等も推進し、関係者の共通理解の向上を図ること。特に、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。
- ・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められること。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・ 近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。
- ・ 事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。なお、いじめの事案については、地方公共団体及び学校もいじめ防止対策推進法に基づき適切に対応すること。

※地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについては、国のガイドライン別冊資料②P 9 を参照。

(6) 障害のある生徒の活動機会の確保

① 基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障害がある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要。
- また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域関係者と連携し、障害がある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが重要。
- 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側の障害の状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携が必要。

② 具体的な取組内容(例)

項目	主な取組例
多様な地域関係者の参画	・ 地域のスポーツクラブ・文化芸術関係クラブ、障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等、多様な地域関係者の参画 等
指導者の資質能力の向上	・ スポーツ庁が作成した障害のある人へのスポーツ指導等の際に参考となる「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方入門ハンドブック」等を活用した指導者の資質・能力の向上（特に、障害のある生徒への指導を専門としない指導者等） ・ 公認パラスポーツ指導者資格等の取得促進 等
新たなスポーツ・文化芸術活動機会の確保	・ 現在、学校部活動が行われていない場合（障害のある生徒が、特別支援学校や中学校において学校部活動に参画する機会がないケース）における、新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供 ・ 既に学校部活動が行われている場合（障害のある生徒が、中学校において現に他の生徒とともに学校部活動を行っているケースや、特別支援学校において学校部活動を行っているケース）における、運営団体・実施主体における障害のある生徒の受入れ 等

留意事項・ポイント

- ・ 市町村等においては、共生の視点を大切にした地域クラブ活動の機運醸成や、「誰もが参加できる・誰もが楽しむ」観点での地域クラブ活動の内容の充実を図るために、「山梨県やまなしパラスポーツセンター」を活用することを推奨する。

【参考】「やまなしパラスポーツセンター」ホームページ

【URL】<https://ypsc.pref.yamanashi.jp/>



3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

①基本的な考え方

- 部活動の地域展開等に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うことが重要。その際、特に、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することが重要。
- そのためには、アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させることが重要。また、活動開始後も、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めることが重要。
- 生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするためには、県及び市町村等において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供することが必要。その際、確実かつ円滑な情報提供等のためには、小学校・中学校等と密接に連携しながら対応することが重要。
- さらに、地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合って決めたり、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつなげることも重要。
- そうした参画により、生徒にとって所属するクラブがより魅力的なものとなるとともに、将来的に、生徒が指導者やスタッフとして地域クラブ活動の運営に携わることにつながり、人材の好循環が生まれることも期待される。

②具体的な取組内容(例)

項目	主な取組例
生徒等のニーズの把握・反映	・児童・生徒・保護者等へのアンケート調査の実施及びその結果に基づく活動の構築・改善 ・生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催 等
地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等	・小学校高学年や中学生等を対象とした体験会の開催 ・中学校等の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催 ・ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供 ・地域の行事等における発表会等の機会の提供 ・ポスター・チラシ・動画等による広報活動 ・定期的な説明会・シンポジウム等の開催 等
生徒の地域クラブ活動の運営等への参画	・生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話し合い ・生徒による新入生や小学生向け体験イベントや説明会等の運営 ・生徒が中学校等の卒業後も地域クラブ活動に参加したり、将来的に地域クラブ活動の運営等に関わる仕組みの構築 等

＜アンケート調査において把握することが想定される事項の例＞

【地域クラブ活動の検討段階（事前アンケート）】

- ①学校部活動等でのスポーツ・文化芸術活動の状況
- ②地域クラブ活動の種目・活動内容の希望
- ③地域クラブ活動の活動時間・活動日数の希望
- ④地域クラブ活動への参加目的（身に付けたい資質・能力を含む。）
- ⑤地域クラブ活動への不安・懸念
- ⑥地域クラブ活動の指導者に期待すること 等

【地域クラブ活動の開始後（フォローアップ）】

- ①地域クラブ活動の満足度
- ②地域クラブ活動に参加して良かったこと（自らの成長等を含む。）
- ③地域クラブ活動の課題・改善点・困りごと
- ④地域クラブ活動の継続意欲
- ⑤中学校等の卒業後のスポーツ・文化芸術活動の継続意欲
- ⑥将来的な地域クラブ活動の運営・指導への参画希望 等

IV 学校部活動の在り方【国のガイドライン P25～P29参照】

公立の中学校等については休日を中心に地域展開を進めているところ、本章では、地域展開が進むまでの間における休日の部活動や、地域の実情等に応じて対応が異なる平日の部活動等の在り方を示すほか、国立・私立の中学校等及び高等学校も含めた部活動の在り方を示す。高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意するとともに、ガイドラインの遵守に向けた指導・運営に係る体制の在り方について検討する。

I 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 学校の設置者、校長は、それぞれ、本ガイドライン等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定すること。
- 校長は、学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

留意事項・ポイント

- ・学校の設置者は、各学校において部活動の活動方針や活動計画の策定等を効率的に行うことができるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うこと。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることから、部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行うこと（学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討）。
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。
- 教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意すること。
- 学校の設置者は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施すること。

留意事項・ポイント

- ・学校の設置者は、①部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修、②学校の管理職を対象とした部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行うとともに、③部活動指導員等の任用・配置に当たっては、確実に任用前及び任用後の定期において必要な研修を行うこと。

- ・ 研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、過度な負担とならないよう留意すること。
- ・ また、県が行う「山梨県地域クラブ活動指導者研修会（仮称）」の全部または一部を活用することも想定される。

<部活動指導員に対する研修内容(例)>

【市町村(組合)教育委員会による研修】

- ・ 部活動指導員制度の概要（身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等）
- ・ 学校教育及び学習指導要領
- ・ 部活動の意義及び位置付け
- ・ 服務（校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）
- ・ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ・ 顧問や部活動を担当する教師等との情報共有
- ・ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・ 生徒指導に係る対応
- ・ 事故が発生した場合の現場対応
- ・ 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
- ・ 保護者等への対応
- ・ 部活動の管理運営（会計管理等）

【学校による研修】

- ・ 学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）
- ・ 学校、各部が抱える課題
- ・ 学校、各部における用具・施設の点検・管理

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底すること。
- また、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。
- 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施すること。

留意事項・ポイント

- ・ 学校部活動においては、顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えることが必要である。
- ・ 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。
- ・ 今後、国において作成する指導の手引き等に沿った対応を行うこと（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）に沿った指導を行うこと）。特に、同ガイドラインにおいて示された「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教師等はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。
- ・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・ 近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進すること。

留意事項・ポイント

- ・ 過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

(3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用

- 中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進すること。

留意事項・ポイント

- ・ 県が行う参集型の「山梨県地域クラブ活動指導者研修会（仮称）」において、参加者が競技ごとに分かれ、指導手引を活用しながらワークショップ等を行うことも想定される。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

【休 養 日】	●学期中は、週 2 日以上の休養日を設定すること。 ●平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という）は少なくとも 1 日以上とすること。 ●シーズン期（教育内大会 4 週間前）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替えること。
【活動時間】	●1 日の活動時間は、長くとも平日は 1 日 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は 1 日 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。 ●その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。
【そ の 他】	●長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。 ●また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

【休養日等の設定例】

- ・土曜日及び日曜日に教育内大会へ出場するため、翌週に休養日を設定する。
- ・シーズン期の週休日に両日活動したため、翌週あるいはオフシーズン期に休養日を設定する。
- ・夏季休業中は、5 日間以上の長期休養期間を設定する。
- ・「きずなの日」は休養日として、教師と生徒がふれあう時間を創出する。
- ・定期試験前後の一定期間は休養日として、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。

留意事項・ポイント

- ・上記の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（※）も踏まえて設定したものである。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定している。
- （※）「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。
- ・週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教師に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり 2 日以上休養日を設けたうえで、平日の活動を週 3 日以内に抑えつつ、休日に 2 日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。
- ・生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を 11 時間程度の範囲内とする必要がある。

- ・ 活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村等共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

【参考】「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」（R7. 3月策定）の目標より
(山梨県教育委員会)

①時間外在校等時間の縮減	・ 時間外在校等時間が月 80 時間を超える教育職員をゼロに(R8 年度末までに) ・ 平均の時間外在校等時間を月 30 時間に縮減(R11 年度末までに)
②子供と向き合う時間の確保	・ 「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年間 20 回以上実施の学校を 100%に(R10 年度末までに)
③部活動における教員の負担軽減	・ 平日 1 日と土日どちらか 1 日を休養日としている部活動顧問の割合を 100%に(R10 年度末までに)

【参考】「部活動ガイドラインの遵守に向けた加配定数の執行について」（R5. 11月）（文科省）

- 部活動における適切な休養日等の設定を一層実効性のあるものとするとともに、学校の働き方改革の推進の一環として、令和 6 年度から当分の間、一部の加配事項について、部活動ガイドラインが示す適切な休養日等を遵守する学校を配分の対象とする。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備することが重要（ニーズを踏まえつつ、マルチスポーツ部や総合文化部の設置、複数の部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点をおいた活動の実施等を推進）。
- 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにすること。

留意事項・ポイント

- ・ 令和 6 年 12 月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。（国ガイドライン別冊資料②P10 参照）

V 大会・コンクールの在り方【国のガイドライン P30～P31 参照】

I 生徒の大会等の参加機会の確保

- 大会等の参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、全国的に円滑な参加に向けた環境を確保することが必要。
※いわゆる県またぎ・市町村等またぎの場合（生徒の所属校と参加する地域クラブ活動が別の都道府県・市町村等にある場合）も大会参加等が可能となるよう留意。
- 大会等の開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、市町村等において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施するよう努めること。
- 地域クラブ活動の位置付け（学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動）を踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意すること。

留意事項・ポイント

- ・ 全国大会以外の大会等においては、規程等の見直しが検討段階の状況にある場合等もあり、地域クラブ活動の参加者が大会等に参加できない場合も見受けられるため、主催者において更なる改革を進める必要がある。
- ・ 特に、「地域クラブ活動に関する認定制度」の導入に合わせて、認定地域クラブ活動の確実な参加に向け、大会等の参加規程を見直す必要がある。その際、見直しを円滑に進めるための行政・関係団体等による協議の場を設定することも考えられる。
- ・ 市町村等は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行うようにすること。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

- 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担うことを原則としつつ、やむを得ず教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師の負担が過度とならないよう配慮すること。地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担うこと。
- 上記の対応を促進するため、市町村等・大会主催者等において、規程の見直しなどを適切に実施すること。

(2) 大会等の運営への従事

- 大会等の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進すること。併せて、大会等の主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討すること。
- 大会等の運営の従事者に対して、教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切な服務監督・勤務管理を実施すること。

留意事項・ポイント

- ・ 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員が大会運営を担うこととし、人員が足りない場合は、大会等の主催者が大会開催等に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整えること。
- ・ 地域クラブ活動の指導者が大会等の運営に従事する場合、大会等の運営業務に係る謝金は、地域クラブ活動の指導者謝金には含まれないため、別途、大会等の主催者側で費用負担について検討する必要がある。

3 生徒の大会等の安全確保

- 生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な大会等の開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施すること。

留意事項・ポイント

- ・ 天候不順等により大会等の日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応すること。

4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

- 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会等の主催者間で連携しつつ、大会等の在り方や開催回数を見直すこと。
- 生徒間の交流を主目的とした大会等や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会等、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会等を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施すること。
- 持続可能な大会の在り方の観点から、従来型の大会運営から脱却し、地域との連携、教育的価値の向上、働き方改革への対応等を重視した新たなコンセプトの構築が必要である。また、大会を通じて、地域スポーツ・文化活動の活性化や生徒の健全育成を図る意義を明確にすること。

留意事項・ポイント

- ・ 学校の設置者は、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、生徒が参加する大会等の数の上限の目安等を定めることや、参加する大会等を精査するなどの工夫を行うこと。

VI 関連する制度の在り方【国のガイドライン P32～P33参照】

I 教師等の兼職兼業

- 学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手続の円滑化を図ることが必要。その際、認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、市町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行うことが必要。
- 中学校の教師だけでなく、小学校の教師、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備することが重要。
- 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施。
- 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施。

留意事項・ポイント

- ・ 教師等が地域クラブ活動の指導者等となる場合の兼職兼業に係る規程等の整備が行われていない教育委員会においては、国の示す「教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱のひな型（申請書等の様式を含む）」を参考に、速やかに関係規程等の整備・周知を行うこと。
- ・ 教師等が兼職兼業に従事を希望する地域クラブ活動の所在市町村と、勤務校の所在市町村が異なる場合においても、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができるよう、関係する教育委員会等において適切に連携を行うこと。

2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等

- 市町村（組合）教育委員会においては、部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることを踏まえ、教師の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないよう十分に留意する。

留意事項・ポイント

- ・ 初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導について十分に留意すること

3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- 各高等学校は、教育方針、志願してほしい生徒像を踏まえ、学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意する。
- 山梨県公立高等学校入学者選抜「教育方針、志願してほしい生徒像、前期募集選抜方法」において、学校部活動・地域クラブ活動の評価の有無、条件、検査方法について、分かりやすく示す。
- 活動実績報告書に記載される活動歴や大会成績だけでなく、活動等からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力については、面接や特色適性検査、個性表現などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していくことも考えられる。

留意事項・ポイント

- ・ 地域クラブ活動の運営団体等は必要に応じて生徒が所属する中学校等と情報共有等を行うことが想定される（高等学校と直接やりとりをすることは想定されない）。

【参考・関連リンク等】

○文部科学省・スポーツ庁・文化庁

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」 (令和7年12月 文部科学省) https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf	
部活動改革ポータルサイト ～子供たちのスポーツ活動の充実に向けた未来への挑戦 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm	
「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ (令和7年5月) https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm	
運動部活動での指導のガイドライン (平成25年5月 文部科学省) https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf	
令和6年度地域スポーツクラブ活動整備事業【地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業】事例集 (令和7年8月 スポーツ庁) https://www.mext.go.jp/sports/content/20250901-spt_oripara-000028260_01.pdf	
「令和6年度 文化庁活動改革【部活動の地域移行に向けた実証事業等】」事例集 (令和7年7月 文化庁) https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94268701_01.pdf	
学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果(確定値) (令和7年5月 スポーツ庁・文化庁) <運動部>https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_oripara-000042251_05.pdf <文化部>https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_oripara-000042251_06.pdf	
「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」HP (地方公共団体等を対象としたワンストップ相談窓口) https://sports-club-advisor.jp/	
「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」(令和5年1月 文部科学省・スポーツ庁・文化庁) https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf	

○山梨県

「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和5年12月 山梨県・山梨県教育委員会) https://www.pref.yamanashi.jp/documents/111984/gaidorainhonbun.pdf	
「やまなし部活動改革」専用サイト ～やまなし学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けて～ https://www.pref.yamanashi.jp/hotai/gakutai/tiikiikoutop.html	
「スポカルやまなし(やまなし地域クラブ活動等人材バンク)」HP https://yamanashi-partner.spocul-bank.jp	
「山梨県小中学校体育連盟」HP ～地域クラブ大会参加について～ https://ymn-sc-tairen.jp/chiikiikou/	
「やまなしパラスポーツセンター」HP https://ypsc.pref.yamanashi.jp/	